

# 犬鳴山鳥獣保護区 保護に関する指針

大 阪 府

## 1. 名称

犬鳴山鳥獣保護区

## 2. 区域

府道泉佐野打田線のうち泉佐野市と和歌山県との境界線を起点とし、府道を北進、泉佐野市大木字トンゴに至り、同点を峰づたいに東進し、泉佐野市と貝塚市との境界に至り、同境界線を経て和歌山県との境界線まで進み、同境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

## 3. 面積

約488ha

## 4. 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日

## 5. 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

## 6. 鳥獣保護区の指定目的

### (1) 地域の概況

犬鳴山鳥獣保護区は、和歌山県と境を接する大阪府の南部、泉佐野市の最南端に位置し、南側は和歌山県に接している。1989年に大阪府が選定している大阪府内の自然名所100カ所「大阪みどりの百選」に選定されている。保護区内には犬鳴溪谷に七宝滝寺があるほか、犬鳴温泉や療養施設の建物が少数ある。そのほかは山地地形である。水域としては樫井川上流の二瀬川へと流れる犬鳴川と、犬鳴東手川林道途中に高城池があり、特に高城池は希少種の水草の生息地として重要である。

保護区内の植生はモチツツジ・アカマツ群集とスギ・ヒノキ植林が多くを占めるが、七宝滝寺を中心とする不動谷に沿って、アラカシやシラカシ、ウバメガシ、ツクバネガシ、ツブラジイなどのシイ・カシ群落が見られ、タイミンタチバナやミミズバイ、カギカズラなどの暖地性の樹種が混ざる。樹相を見ると、高木層から亜高木層では前述のシイ・カシ類の他、タラヨウ、カゴノキ、ウワミズザクラ、イロハモミジ等が見られる。低木層ではアオキ、シロダモ、シラキ、マルバウツギ、キハギ等が見られ、草本層では、イズセンリョウ、フユイチゴ、ヤマアイ、ヤブラン、シャガ等が見られる。

保護区内の犬鳴川から行者の滝、さらに不動谷から五本松、粉河ハイランドパークを抜け、和泉葛城山に向かうルートは近畿自然歩道の一部であり、春から秋にかけてハイキングに訪れる人々が多い。

## (2) 鳥獣の生息状況

鳥獣保護区の存続期間の更新に当たり実施した鳥獣の生息状況等調査（現地調査及び文献調査）では、鳥類が78種、哺乳類が8種確認され、そのうち、重要種は鳥類17種であった。

現地調査では、40種の鳥類が確認された。各調査回の確認種数は、繁殖期が29種、越冬期が23種であった。また、渡り区分の内訳は、留鳥53%、夏鳥28%、冬鳥20%と、留鳥の割合が半数以上を占め、次いで夏鳥の割合が高かった。繁殖期調査において確認した29種は、いずれも保護区周辺で繁殖している可能性がある（繁殖ランクCに該当）。このうち20種は現地調査において餌運びや囀り、家族群などの繁殖を示唆する行動が確認され、保護区内で繁殖している可能性が高い。

現地調査における重要種は、大阪府レッドリスト記載種6種が確認された。そのうち、コシアカツバメは家族群を確認し、保護区境界部にある障がい者福祉施設和泉の里での営巣も確認している。また、センダイムシクイは囀りを確認しており、繁殖している可能性が高い。ハチクマは繁殖を示す行動は記録できなかったが、環境から考えて繁殖は十分考えられる。カワガラス及びトラツグミは繁殖期に記録できなかったが、カワガラスは溪流に定住している鳥であり、しかも繁殖期が早いために今回の調査では確認できなかった可能性があり、犬鳴川や二瀬川では繁殖していると考えられる。また、トラツグミは夜行性の鳥で夜に囀るため、繁殖の確認は難しいが、2016年6月10日に実施された全国鳥類繁殖分布調査で保護区内での囀りが確認されており、繁殖していると考えられる。

文献調査では、78種の鳥類が確認された。これら確認種の渡り区分の内訳は、留鳥47%、夏鳥21%、冬鳥26%、旅鳥5%、外来種1%であり、現地調査の結果と比較し、冬鳥と旅鳥の割合が高かった。また、文献調査における重要種は、種の保存法記載種のクマタカ、環境省レッドリスト記載種のサシバのほか、大阪府レッドリスト記載種17種が確認され、このうちタカ科（6種）は他の生物を捕食する食物連鎖の最上位に位置する種であることから、本地域がこのような鳥類の生息を可能にする豊かで多様性に富んだ環境であることを示している。

哺乳類については、現地調査によって4種、文献調査によって7種の生息が確認され、重要種は確認されなかった。

以上のことから、当該地域は自然が豊かで多様性に富んでおり、重要種の生息地としての価値も高いことに加え、近畿自然歩道の一部であり、春から秋にかけてハイキングに訪れる人々が多いことなど、自然レクリエーションゾーンとしての利用価値も非常に高く、今後とも府域の野生鳥獣の生息地として引き続き保全していくことが重要である。

### (3) 保護管理に関する事項

行政職員による巡視や警察と連携したメジロ等の密猟の取締りを実施するとともに、鳥獣保護区の境界を明示する標識を設置するなど鳥獣保護区の適切な管理に努める。

また、行政機関やNPO等と連携し、野鳥観察など人と野生鳥獣との触れ合いの場や自然環境学習の場として学校教育等に積極的に活用されるよう普及啓発に努める。

さらに、野生鳥獣の生息状況、生息環境を把握するため、NPO等による野生鳥獣の生息状況調査を実施し、科学的データの収集・蓄積に努め、今後の保護管理に反映させる。

なお、シカ・イノシシ等による農業被害に対しては、市町村や農家等による有害鳥獣捕獲や農地への侵入防止柵の設置等の被害防止対策に努める。